

広島県選挙管理委員会告示第百三号

呉市長選挙及び呉市議会議員補欠選挙を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、広島県知事選挙と同時に次のとおり行う。

令和七年十一月二日

広島県選挙管理委員会委員長 大辻

茂

選挙期日 令和七年十一月九日